

調停に関するシンガポール条約

目 的

調停による国際的な和解合意の執行等に関する国際的な枠組みを定めることで、国際商事分野において国際的な調停の利用を促進し、調和のとれた国際経済関係の発展に寄与すること。

背 景

国際商事分野において調停は仲裁と並ぶ重要な紛争解決手続であるが、調停による国際的な和解合意を執行する国際的な枠組みがなく、条約等の必要性が指摘されていた(⇔仲裁判断については、執行を認め合う条約(ニューヨーク条約)が存在。現在、約170か国で執行可能)。

⇒ 2015年2月、国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)において条約交渉を開始。

- 2018年12月 国際連合総会において条約案を採択。
- 2019年8月 シンガポールにおいて署名式を開催(2020年9月に発効)。
- 2023年2月現在 締約国はシンガポール、トルコなど10か国。

調停と仲裁の違い

いずれも第三者を介して紛争を解決する点は同一だが、仲裁は仲裁人の判断が拘束力を持つのに対し、調停では、調停人の和解案は拘束力を持たない。
⇒紛争当事者が和解に合意する必要あり。

主 な 内 容

締約国は、本条約及び国内法(我が国では新規立法予定)に基づき、調停による国際的な和解合意を執行する。
※紛争当事者が本条約の適用に合意した場合にのみ本条約を適用するべく、本条約の留保規定に基づき、必要な留保を行う予定。

【想定される手続】

- ①当事者間で国際的な和解合意を作成(各当事者が異なる国に営業所を有する場合(例えば、甲の事務所が日本、乙の事務所がA国にある場合)等)が対象。ただし、対象は商事紛争(消費者紛争、家事紛争及び労働紛争対象外))。
- ②当事者は国際的な和解合意の執行について権限機関(一般的には裁判所)に救済を求め、権限機関が執行の可否を審査。和解合意が無効である場合や公の秩序に反する場合には、権限機関は執行の拒否が可能。権限機関が認めるものについては、執行力が付与される。

早期締結の必要性

- 本条約への加入により国際的な調停による紛争解決の国内での実効性が確保されることで、我が国において国際的な調停が活性化し、紛争を適切に解決できるようになり、外国からの投資誘致及び日本企業の海外展開に資する。
- 我が国が、シンガポール、香港等と比してアジアにおけるビジネスの中心地としての魅力を高めるためにも、国際的な調停等に関する国際商事分野での司法基盤整備が急務。